

地域交流施設管理運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、第3乙訓ひまわり園の敷地内に設置した地域交流施設（以下「施設」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置等)

第2条 この施設の名称及び位置等は、次のとおりとする。

名 称	第3乙訓ひまわり園地域交流施設
愛 称	さんテラス大原野
位 置	京都市西京区大原野上羽町388番地

(目的)

第3条 この施設は、国土交通省所管の「スマートウェルネス住宅等推進事業 住まい環境整備モデル事業」の採択を受け、社会福祉法人向陵会（以下「法人」という。）が当該事業において提案した「多様な世帯の暮らしを支え合える共生社会実現のための「地域交流施設」として、障害者による農福連携事業及び周辺地域との交流の場として使用する提案内容を実現することを目的とする。

(設置)

第4条 この施設は、法人が設置し、管理運営を行うものとする。

2 この施設の管理及び運営に関する業務は、施設の長（以下「管理者」という。）が行うものとする。

(使用の条件)

第5条 この施設の利用時間は、午前9時から午後5時までとし、次に掲げる日は除くものとする。ただし、管理者が特に必要と認めたときは、この限りではない。

- (1) 1月1日～1月3日まで
- (2) 12月29日から12月31日まで

(使用の許可)

第6条 この施設は、事業運営を目的とした使用を優先するほか、自治会又は周辺地域住民からの地域交流を目的とする占用的な使用は、管理者の許可を得るものとする。

2 前項の規定による使用をしようとする者（以下「使用者」という。）は、使用する日の1か月前までに、地域交流施設使用許可申請書（以下「申請書」という。）

（様式第1号）を管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

3 管理者は、前項の規定により使用許可の申請があった場合には、申請書に記載された内容を審査し、適正な使用が認められると判断したときには、使用許可書

（以下「許可書」という。）（様式第2号）を使用者に対し交付するものとする。

4 管理者は、前項の規定による許可をする場合において必要があるときは、当該許

可に使用の条件を付することができる。

(使用の禁止等)

第7条 管理者は、施設の使用が次の各号に該当する場合には、その使用を認めないものとする。

- (1) 施設の管理上支障があると認められるとき
- (2) 施設の設備を毀損するおそれがあると認められるとき
- (3) 政治活動又は宗教活動のための使用であるとき
- (4) 営利を目的とした使用であるとき。ただし、地域交流を図る目的の催事に行う販売等の活動はこの限りではない。
- (5) 許可を受けた目的以外の使用であるとき
- (6) この規則の規定に違反したとき
- (7) その他施設の管理運営上問題があると認められるとき

2 使用者は、許可を受けた使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

3 管理者は、施設の使用に関する遵守事項を定めるものとし、管理上必要があると認めるときは、施設の利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(使用許可の取消し等)

第8条 管理者は、第6条第3項に規定する許可を受けた使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用の許可を取消し、又は使用を停止させることができる。

- (1) この規則の規定に違反したとき
- (2) 第6条第4項の規定による使用の条件又は前条第3項の指示に違反したとき
- (3) 前条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき
- (4) 偽りその他不正な手段によって使用許可を受けたとき
- (5) その他管理者が必要と認めたとき

2 管理者は、前項の規定による使用許可の取消し又は使用の停止により使用者が損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

3 非常災害時などより優先度が高い使用目的が生じたときには、第1項の規定を準用し、使用許可を取り消すものとする。

(使用の休止)

第9条 管理者は、施設の補修その他管理上必要があるときは、施設の全部又は一部の使用を休止することができる。

(使用料)

第10条 施設の使用料は、別表に掲げる額とする。

2 使用の許可を受けた者は、使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第11条 管理者は、理事長が別に定める基準に従い、使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第12条 施設の利用者は、その利用を終えたときは、直ちに当該施設及び設備を原状に回復しなければならない。第8条第1項の規定により利用許可の取消し又は利用の停止を受けたときも同様とする。

(賠償責任)

第13条 施設の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に施設の設備を破損し、又は亡失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 施設の利用中に生じた事故は施設の利用者がその責めを負うものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、施設の管理運営に必要な事項は、理事長と協議し、管理者が別に定める。

附 則 (令和6年12月19日)

この規程は、令和7年1月14日から施行する。

別表

	貸出用諸室	1 時間	半 日	全 日
1 階	作品展示スペース			3, 0 0 0
	こども遊びの広場			3, 0 0 0
2 階	地域交流ルーム	1, 0 0 0	3, 0 0 0	5, 0 0 0
	商品開発室	1, 0 0 0	3, 0 0 0	5, 0 0 0